

注意事項

申請にあたっては以下の事項のご理解をお願いします。

- ① 申込期限は令和 8 年 1 2 月 2 8 日（月）必着です。
- ② 3 戸以上の集落単位で申込みしてください（個人単位では申込みできません）。
- ③ 被害状況の把握のため、聞き取り・現地調査や申請時の必要書類（写真など）の提出にご協力ください。
- ④ 申請された農地は事前に市職員が現地確認し、費用対効果等の国の基準を満たす箇所にのみ侵入防止柵を貸与しています。そのため、できるだけ広域的に集落全体を囲うように設置するのが望ましいです。
- ⑤ 毎年、多数の申込みがあり、予算の範囲内で事業を実施しますので、申請により必ず貸与されるものではありません。
- ⑥ 柵はあくまで貸与されるものであり、設置はそれぞれの集落で自力施工となります。
- ⑦ 処分制限期間中（ワイヤーメッシュ柵 14 年、電気柵 8 年）は申請された圃場において責任を持って管理するとともに、無断で申請された圃場から移動させることはできません。
- ⑧ 設置から数年後に現地確認等の国の検査が行われる可能性があり、管理不全や申請場所に柵がないといったことが認められた場合は柵本体や交付金の返還を求められる恐れがあります。
- ⑨ 柵の集落への配付は、来年の 1 0 ～ 1 1 月頃の予定です。各集落代表者の方に郵便・電話等で通知いたします。